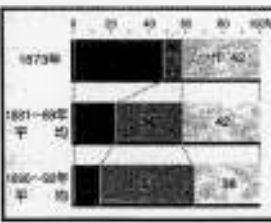



高校教科書

地租改正後の小作人生産米の配分の変動
(平均年貢^{平均年貢}と地租^{地租}の割合)より、新編^{新編}地券^{地券}は地主に交付したもので、土地の売買^{土地の売買}の割合は、その事実を裏面に記し、地券の移転によっ^てて土地所有権の移転の証とした。

近代化政策を進めるうえで、財政の安定は重要な課題であつた。新政府の主要な財源は、旧幕府時代のまま受け継いだ年貢で、旧各藩ごとに税額が異なり、米の作柄によって年々変動した。また、新政府は腐藩によって諸藩の借費を引き継いだので財政は若しく、腐藩を機会に借費を切り捨てる一方、財源の安定をめざして、土地制度・税制の改革をおこなう必要があつた。

その第一歩として、1871(明治4)年に田畑勝手作^{田畑勝手作}を許可し、翌年には田畑永代売買^{田畑永代売買}の禁令を解き、地券^{地券}を発行して土地の所有権をはっきり認めた。地券は原則として従来の年貢負担者(地主・自作農)に交付され、年貢を受け取る知行権^{知行権}を内容とする封建的領有制^{封建的領有制}は解体した。この地券制度をもとに、1873(明治6)年7月、地租改正条例^{地租改正条例}を公布して地租改正に着手し、1881(明治14)年までにはほぼ完了した。地租改正の要点は、(1)課税の基準を、不安定な収穫高から一定した地価に変更し、(2)物納を金納^{金納}に改めて税率を地価の3%とし、(3)地券所有者を納税者^{納税者}とすることであつた。

こうして地租が全国同一の基準で算出^{算出}にかかわらず一律に貨幣で徴収され、近代的な租税の形式が整って、政府財政の基礎が固まった。また地主・自作農の土地所有権が確立し、地租金納化^{地租金納化}がはじまると農村へ商品経済が浸透するようになった。一方で、地租改正は従来の年貢による収入を減らさない方針で進められたので、農民は負担の軽減を求めて各地で一揆をおこし、1877(明治10)年には地租の税率が2.5%に引き下げられた。また、農民が共同で利用していた山林・原野などの入会地^{入会地}のうち、その所有権を立証できないものは官有地に編入され、これへの不満も農民一揆の一因となった。

2. 明治維新と富国強兵 243

中学校教科書

	改正前(江戸時代)	改正後
課税基準	年貢	地価
納税	米	現金(米)
納税方式	物納、知行口	金納、領入
納入者	知行主、小作人	地主、自作農

地租改正の前後




地券には何が書かれているのか、読んでみよう。

地券(東京都 国文学研究資料館蔵) 政府が土地の私有権を認めるために発行した証書です。

近代化の政策

地租改正

政府が進める改革の主な財源は、農民の米による年貢でしたが、年貢の集め方や負担の大きさは各地で異なっていました。また、米は、輸送や保管に手間がかかるうえに、価格の変動などで、政府の収入は一定しませんでした。収入を安定させ、財政の基礎を固めることは、緊急の課題でした。

そこで政府は、まず国民に土地を所有する権利を認めて、田畑の売買を自由にしました。次いで、1873(明治6)年から、全国の土地の面積やよしあしを調べ、土地の値段である地価を定めました。土地の所有者には地券をあて、地価の3%にあたる額を地租として、貨幣で納めさせることにしました。これにより、土地についての税金の負担と集め方は、全国一律となりました。これを地租改正といひます。この結果、政府の収入は安定し、財政の基礎が固められました。しかし、地租の総額は、江戸時代の年貢の総額と同様になるように計算されており、全体として農民の負担は軽くなりませんでした。

●1876年ごろ、全国各地で地租改正反対一揆が相次いだため、翌年政府は、地租を地価の2.5%に引き下げました。

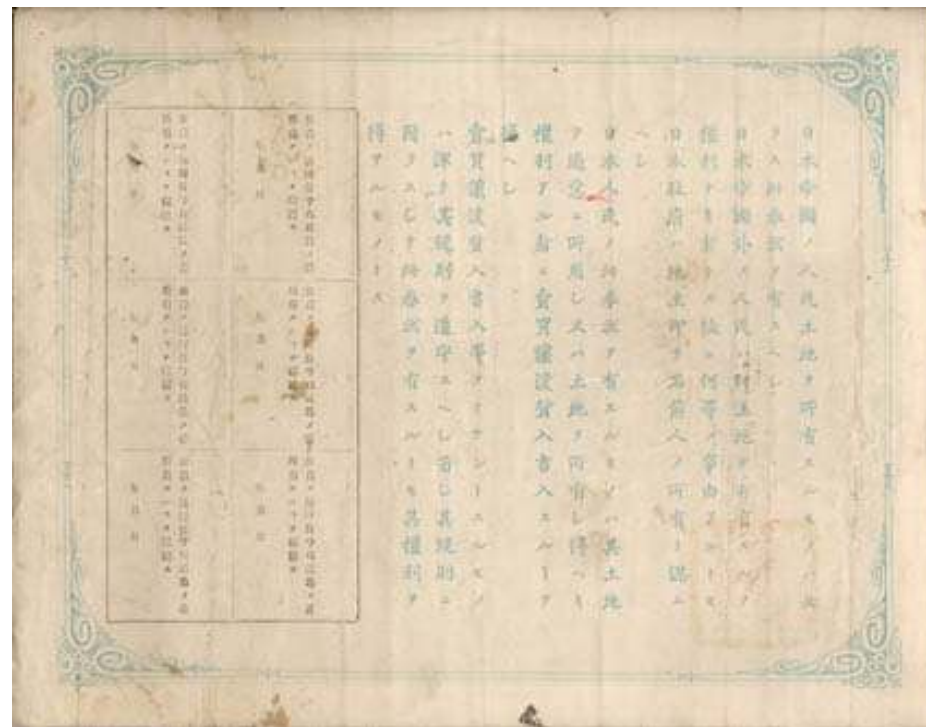
140 ● 近代化への道

(資料) 上相野村の地券

(表)



(裏)



朱で多数の修正が施されている。この地券に関しては、明治14年発行の地券を明治21年に「復元」して再発行したものである可能性も指摘されている。

所有権の移動が発生した場合は裏面左側の枠内にその旨が記載され、新たな所有者に地券が引き渡される。